

第84回人口・社会統計部会議事概要

1 日 時 平成29年2月22日（火）15:57～17:09

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

白波瀬 佐和子（部会長）、嶋崎 尚子、永瀬 伸子

【専門委員】

川口 大司（東京大学大学院経済学研究科教授）

勇上 和史（神戸大学大学院経済学研究科准教授）

【審議協力者】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、大阪府

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室：長藤室長、長尾調査官ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、佐藤調査官ほか

4 議 題 労働力調査の変更について

5 概 要

前回の部会審議において整理、報告等が求められた事項について審議が行われた後、答申案について審議が行われ、一部文言等の修正を行うことを前提に了承された。答申案については、所要の修正を行った後、第107回統計委員会（平成29年3月21日開催予定）において部会長から報告することとされた。

主な意見は以下のとおり。

（1）前回部会において整理、報告等が求められた事項（「従業上の地位」に係る選択肢の変更に伴う調査結果の差異）に対する調査実施者の回答について

- ・ 海外においては雇用契約が無期か有期かが重要な基準となっているが、我が国ではパートタイム労働者であってもこれまでは契約期間を特段に定めない結果として無期になっている場合も少なくない。海外の統計においては、雇用契約期間を無期と有期に分けて把握しているが、それは有期契約の方が賃金等の雇用条件が悪いの

が通常だからである。一方、我が国の統計においては、勤め先における「呼称」が有期無期の区別以上に労働条件に大きい影響を与えることが知られており、これまで労働力調査や就業構造基本調査ではそのような考え方に基づいて調査が実施されてきたものと考えている。平成 25 年 1 月からの「従業上の地位」に係る選択肢の変更（「常雇の人」を「常雇の人（無期の契約）」及び「常雇の人（有期の契約）」に分割）は、海外の統計の取り方と整合を図ったことにより、それまでの統計との時系列に変化が生じたものと理解している。

（２）答申案について

ア 報告を求める事項の変更（「就業時間の増加及び仕事の追加の可否」の追加）

- ・ この調査事項に関連して、そもそも設問の趣旨と異なる回答が生じる可能性もあるが、試験調査などによって設問の趣旨に即した回答が得られているかの検証や、本来求めている回答と回答者の認識が一致しているかという調査実施後のフォローアップは行われているか。

→ 試験調査^{（注）}により、不詳回答の状況について検証を行っている。なお、本調査事項については、他の類似の調査事項（特定調査票の「短時間就業及び休業の理由」（A 1）や「就業時間増減希望の有無」（A 2））との紛れが生じる懸念があったことから、調査票の設計上、これらの調査事項とは離して配置（A 6）している。

（注）「就業希望の把握に関する準備調査」（平成 27 年 10 月から平成 28 年 3 月までの 6 か月間にわたって毎月、南関東の 1 都 3 県（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）で約 7,200 世帯を対象として実施した一般統計調査）

→ 時系列比較の観点からも、不詳回答をなくすことは重要な課題ではあるが、不詳回答の発生状況等の検証は今回の変更を踏まえた調査の実施と並行しながら行い、今後の統計精度の向上につなげていくことが必要である。

イ 統計委員会諮問第 39 号の答申（平成 24 年 1 月 20 日付け府統委第 6 号）における「今後の課題」への対応状況

- ・ 平成 25 年 1 月からの「従業上の地位」に係る選択肢の変更に伴い調査結果に差異が生じたことを踏まえると、今回の雇用契約期間による詳細な区分による把握方法への変更は、選択肢の選択の仕方に大きな影響を与えると思われるため、今回の変更に伴って生じる調査結果の変動についても分析を行ってほしい。

→ 前回の変更時と同様に分析を行い、その分析結果については分かりやすく提供することとしたい。

→ 前回変更時における分析結果をみると、変更前後の 1 か月間のデータの推移を示したものとなっているが、変更がなかった期間とも比較した形で示すと、更に有益な分析結果となるものとする。

- ・ 現行の従業上の地位のうち、「常雇の人（有期の契約）」とは、雇用契約期間が 1 年超の人をいうとされており、賃金構造基本統計調査（厚生労働省所管の基幹

統計調査)における「常用労働者」^(注)と定義がかなり異なるが、いつからこのような定義なのか。

(注) 賃金構造基本統計調査における「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者をいう。

- ① 期間を定めずに雇われている労働者
- ② 1か月を超える期間を定めて雇われている労働者
- ③ 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者

→ 当該定義については、本調査の開始当初から変わっていない。

→ 今回の変更により、かなり細かい区分で雇用契約期間を把握することが可能となるため、本調査と賃金構造基本統計調査のような事業所を対象とする調査との間でも整合的なものとなり、比較が可能になるのではないかと考えている。

- ・ 特定調査票から把握する勤続年数と雇用契約期間とのクロス集計を行うことにより、今日の働き方を捉えることが可能である。例えば、勤続年数が長いにもかかわらず、短期間の雇用契約が繰り返されていたり、有期契約が繰り返されて一定年数を超えても無期契約に転換していないといった実態も分かるような集計も望まれる。

→ どの程度詳細な区分による集計が可能か確認しつつ、今後検討することとしたい。

ウ 「今後の課題」について

- ・ (参考資料の「各国の未活用労働指標の状況」について、) ILO 決議の LU1 に相当するものとして、我が国では「未活用労働指標 1 (新たな失業率)」とされているが、当該表記は新たに失業した者のような誤解を与えるおそれがあることから、「新定義の失業率」とした方が良い。

- ・ LU4 に相当する米国の指標の「U6」の構成要素である「経済的な理由による短時間労働者」の意味が分かりにくいのではないか。

→ 米国の説明では、基本的には自分としてはもっと働きたいと思っているが、自己都合ではない理由により短い時間で働いているようなものを経済的な理由と言っているようである。

→ 「U5」や「U6」の構成要素である「縁辺労働者」については、日本語訳にすると意味が分かりにくい面があることから、脚注において原語を付すと良いのではないか。

※ 上記意見を踏まえて修正した、参考資料の「各国の未活用労働指標の状況」は、別紙参照

- ・ 平成30年5月からは、現行の完全失業率に加え、新たな定義による失業率も作成・公表することとなるため、二つの失業率が出ることによる統計利用者に混乱が生じないように名称を使い分ける必要があるのではないか。

→ 失業率に関連する数値が二つ公表されることにより、混乱が生じることのないような名称について、今後、調査実施者において十分に検討してほしい。

- ・ 米国に合わせる必要はないが、米国の長期失業率(米国の未活用労働指標のう

ちU-1に相当)も重要な指標と考えられるところ、労働力調査結果を使って算出することは可能か。

→ 米国と同じ15週間以上という形ではないが、特定調査票の「求職活動の期間」を把握する調査事項(B2欄)によって、「3か月～6か月未満」など、求職活動の期間別に失業者数を算出することは可能である。

(3) その他

- ・ 労働力調査は同一の報告者に対し2年間にわたり同一の連続する2か月間の計4か月間調査しており、特定調査票では2年目の2か月目の時点で失業している者に限定し、過去を振り返って失業期間の調査をする形となっているが、調査の仕方としては、最初の1年目の1か月目にも同様に特定調査票による調査を行い、その後2年目2か月目の調査までの間にどうなったかを把握することが可能であればより有用と考える。

→ 報告者負担の問題等もあり、難しいと考える。パネルデータ化も転出等があるため、接続できないものも出てくるが、二次利用による研究レベルではパネル化を行っている事例もあるため、どういったものがあるかを調べて、ウェブサイト等で紹介することについて検討したい。

- ・ 調査票が複雑又は精緻になると、回収率が低下する傾向にあると考えられる。今回の変更により回収率にすぐに大きな影響が生じるとは考えていないが、調査計画の変更による回収率への影響面も分析・検証し、仮に影響が生じるようなことがあった場合には、報告者に分かりやすく説明するようなサポートや、場合によっては、調査票のレイアウトや調査事項の変更についても検討してほしい。

- ・ 平成30年1月から今回の変更を踏まえた新たな調査票により調査することとなるが、調査の精度向上を図る観点から、今回の変更の趣旨や調査票への記入の仕方について統計調査員によく理解してもらうため、分かりやすい解説書や手引きなどを提供してほしい。また、本年10月には就業構造基本調査(総務省所管の基幹統計調査)の実施が予定されており、当該調査事務とも輻輳することになるため、スケジュール的にも余裕を持って事務手続を進めてほしい。

6 次回予定

審議が全て終了し、答申案については、一部、所要の修正を行うことを前提に部会として了承されたことから、平成29年3月21日(火)に開催予定の統計委員会において答申案を諮ることとされた。

各国の未活用労働指標の状況

ILO決議	日本	韓国	アメリカ ^{※1}	EU ^{※3}
LU1	未活用労働指標1 (新定義の失業率)	失業率	U3 (公式の失業率)	失業率 ^{※4}
LU2	未活用労働指標2 (追加就業希望就業者を 加えた率)	雇傭補助指標1	—	不完全雇用パートタイム 労働者を加えた率
LU3	未活用労働指標3 (潜在労働力人口を加えた率)	雇傭補助指標2	(U5 ^{※2} (縁辺労働者を 含む指標))	追加的な潜在労働力人口 を加えた率
LU4	未活用労働指標4 (追加就業希望就業者と 潜在労働力人口を加えた率)	雇傭補助指標3	(U6 ^{※2} (縁辺労働者・経済的な 理由による短時間 労働者を含む指標))	不完全雇用パートタイム 労働者と追加的な潜在労働 力人口を加えた率

平成29年2月現在で統計局が把握している情報に基づき作成

※1 アメリカは、U1～U6の指標を公表している。上の表に掲載していない指標は以下のとおり：

U1：失業期間が15週以上の失業者を対象とした率

U2：失職者（自発的な離職でない者）及び一時的な雇用契約を満了して離職した者を対象とした率

U4：失業者に、求職意欲喪失者を加えた率

※2 アメリカの指標U5・U6の構成要素である縁辺労働者（marginally attached to the labor force）は、仕事がなく、仕事があればすぐに就くことができ、過去12か月に仕事を探していたもののこの4週間に仕事を探していない者をいう。「仕事を探しているがすぐに就くことができない者」を含んでおらず、ILO決議の潜在労働力人口の一部となっている。

また、U6の構成要素における「経済的な理由」（economic reasons）とは、労働時間の縮減（slack work）、事業状況の悪化（unfavorable business conditions）、フルタイムの仕事が見つからない（inability to find full-time）、季節的な需要減（seasonal declines in demand）をいう。

※3 Eurostat のホームページ上でLU指標の構成要素を公開し、LU指標を算出可能にしている。

※4 EUの失業率は、ILO決議に定めるオプション要件（2週間以内に就業可能な者）を適用した率となっている。

（出典）韓国：2015年度に統計局が実施した海外照会結果の回答 アメリカ：<https://www.bls.gov/news.release/empst.htm>

EU：http://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php/Underemployment_and_potential_additional_labour_force_statistics

【参考1】アメリカにおける失業・労働力未活用労働指標

失業率だけでは捉えきれない失業に関する多面的な情報を得ることを目的として、アメリカでは1970年代からU指標と呼ばれる失業・労働力未活用労働指標を算出している。これは、失業の概念を拡張又は絞り込んだ複数の失業・労働力未活用労働指標を算出することで、失業の深刻度や、失業に近い状態の人々の動向を捉えようとするものである。

1994年のCPS改正に伴い、U指標の内容も改定され、現在は深刻度の高い順にU-1からU-6までの六つの指標が作成されている。

U-1：(長期失業率) 文民労働力人口(軍人を除く労働力人口)に占める、失業期間15週間以上の失業者の割合

U-2：(失職率) 文民労働力人口に占める失職失業者及び一時的な雇用の雇用契約が満了したことにより離職した失業者の割合

U-3：(アメリカの公式失業率) 文民労働力人口に占める失業者の割合

U-4：(求職意欲喪失者を含む指標) 文民労働力人口及び求職意欲喪失者に占める、失業者及び求職意欲喪失者の割合

ここで、求職意欲喪失者(discouraged workers)とは、

就業希望の非労働力人口のうち、適当な仕事がありそうにないため現在仕事を探しておらず、仕事があればすぐ就くことができ、過去1年間に求職活動を行ったことがあるが、過去4週間以内に仕事を探さなかったため失業者とならない者

U-5：(縁辺労働者を含む指標) 文民労働力人口及び縁辺労働者に占める、失業者、求職意欲喪失者及びその他の縁辺労働者の割合

ここで、縁辺労働者(marginally attached workers)とは、

就業希望の非労働力人口のうち、仕事があればすぐ就くことができ、過去1年間に求職活動を行ったことがあるが、過去4週間以内に仕事を探さなかったため失業者とならない者(現在仕事を探していない理由を問わない点が「求職意欲喪失者」と異なる。)

U-6：(縁辺労働者・経済的な理由による短時間就業者を含む指標) 文民労働力人口及び縁辺労働者に占める、失業者、縁辺労働者及び経済的な理由による短時間就業者の割合

ここで、経済的な理由による短時間就業者

(persons employed part time for economic reasons)とは、

週35時間以上の労働時間を希望しているが、実際の労働時間が週35時間未満であり、その理由が事業不振などによる労働時間の縮減や、週35時間以上の仕事を探せなかったなどの経済的な理由である者